

**本宮市自主的財政健全化計画
第3次改訂版**



福島県本宮市

平成26年 3月

本宮市自主的財政健全化計画 第3次改訂版 目次

改定にあたって	1
1 財政健全化計画の改訂方針	2
(1) 計画改訂の趣旨	2
(2) 改訂の基本的な視点	2
(3) 計画期間	3
2 財政健全化計画の重点目標	4
(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興	4
(2) 借入金の適正額までの早期低減	6
(3) 「基本計画事業」等の計画的実施	7
3 財政健全化のための具体的な取り組み内容	12
(1) 歳入の部	12
① 税収の確保	12
② 遊休市有財産の処分	12
③ その他の収入の確保	12
(2) 歳出の部	13
① 人件費の適正な管理	13
② 物件費の削減	14
③ 事業の見直し	14
④ 適正な契約事務の推進	14
(3) 特別会計の財政健全化	14

4	改訂後計画実施による財政の推移	15
(1)	歳入の推移	16
(2)	歳出の推移	18
(3)	形式収支の推移	20
(4)	推計の試算条件	22
(5)	標準財政規模と財政力指数の推移	25
(6)	地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移	26
(7)	積立金（基金）残高の推移	28
(8)	公債費比率及び実質公債費比率の推移	29
(9)	市民一人あたりの換算額の推移	31
(10)	財政健全化法における4指標の見通し	34
	【用語一覧】	35

改訂にあたって

本宮市は、平成19年1月1日新市として誕生して以来、財政の健全化を目標の一つに掲げておりました。そのため、平成20年3月には、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、その後2度の見直しを行いながら、現在、着実かつ確実に遂行しております。

この間、長年の大きな課題としていた工業等団地借入金の償還にも25年間にわたる長期償還の目途がつき、健全財政に向けて大きな一歩を記したところであり、また、財政健全化を示す指標の一つである「実質公債費比率」も適正值とされる18%を下回り、一歩一歩成果を上げています。

平成22年12月に「第2次改訂版」を策定した直後、平成23年3月に東日本大震災及び原子力災害が発生し、復旧・復興を、全市を挙げての最優先課題と捉え日々取り組んでおり、さらに、集中豪雨災害の復旧についても、着実に進めております。

「本宮市自主的財政健全化計画」については、3年ごとの見直しを基本としており、基本的な方向性は堅持しながら、「第2次改定版」策定以降の新たな行政需要として、駅周辺整備事業、橋りょうの長寿命化事業、上ノ橋先線の整備事業、学校等施設の耐震化及び整備事業、消防水利施設の整備事業などの建設事業、さらには、定住促進・子育て支援としての保育所・幼稚園の保育料助成事業などを盛り込み、また、経済の動向、人口の推移を見ながら財政収支の見通しを立てています。

今後、国における社会保障と税の一体改革による消費税の引き上げや社会保障制度改革による市財政への影響が懸念されますが、財政の一層の健全化に向け取り組みながらも、本宮市第1次総合計画の「東日本大震災・原子力災害からの復興」、「定住促進につながる住みよいまちづくり」、「安心につながる災害に強いまちづくり」の3つの重要課題の実現を目指したいと考えております。併せて、原発事故により避難を余儀なくされておられる方々への復興公営住宅の早期建設にも意を注いで行きます。

結びに、議会、市民、行政が一体となって、本計画を着実に達成していきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成26年 3月

本宮市長 高松 義行

1. 財政健全化計画の改訂方針

(1) 計画改訂の趣旨

本市では、平成20年3月に「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、財政健全化に向けた財政運営に努めてきました。

その後、景気の低迷による市税収入の減少や国からの経済危機対策臨時交付金等の交付による事業実施、新たな財政需要など状況が変化する中で、その都度計画見直しを行いながら財政運営を行ってきました。現在のところ、計画的な事業の実施、新たな借り入れの抑制を図るなどして、本市の財政状況は少しずつ健全化へ向かって来ています。

しかしながら、第2次改訂版策定から3年が経過する中で、東日本大震災及び原子力発電所事故、集中豪雨による災害により、財政を取り巻く状況が大きく変化していることから、効率的で持続可能な財政運営を推進するため、新たな財政収支の見通しを立てた上で、「本宮市自主的財政健全化計画 第3次改訂版」を策定することとしました。

(2) 改訂の基本的な視点

- 人口推計を見直すこと
- 「本宮市自主的財政健全化計画 第2次改訂版」の基本的な考え方は継承すること
- 平成23年度及び24年度の決算額、平成25年度の決算見込額を勘案し、計数を見直すこと
- 大規模な普通建設事業など、新たな財政需要を見込み、また、事業規模、実施時期を見直すこと
- 消費税率改定の影響を計画に含めること

2. 財政健全化計画の重点目標

本計画では、次の3項目の実現を重点目標とします。

- 住民サービスの維持向上と産業の振興
- 借入金の適正額までの早期低減
- 「基本計画事業」等の計画的実施

(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興

高齢者対策や子育て支援などの住民サービスの維持向上と農業・商工業の振興を図るため、次の事業について継続して実施します。

《主な内容》

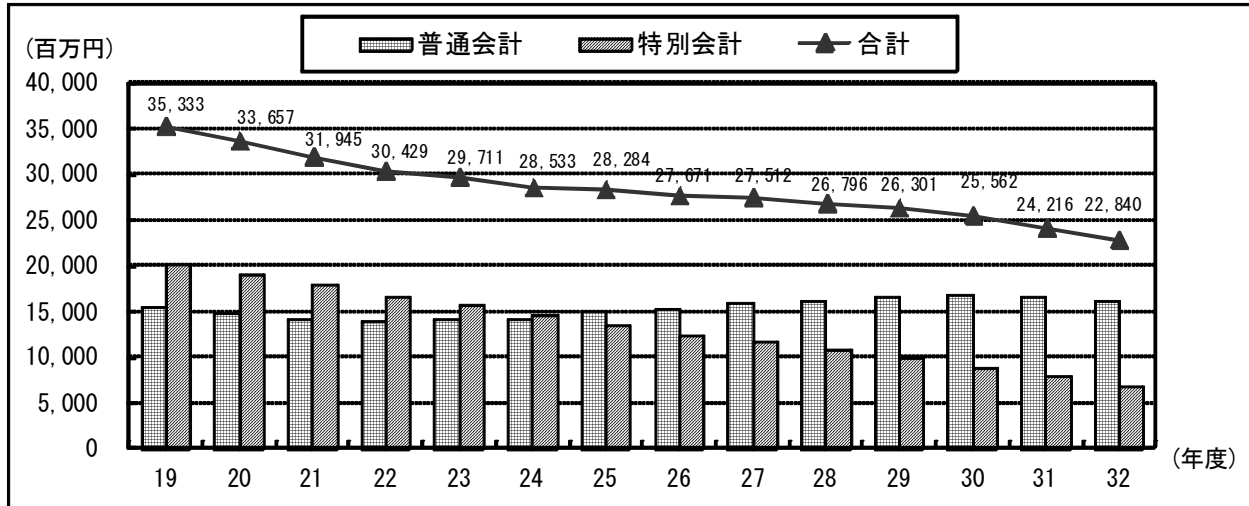
分野	実施内容		
	事業名等	事業の説明	
教育・ 子育て支援	保育所・幼稚園保育料助成事業	保育所及び幼稚園保育料を助成する。 (平成26年度～平成30年度)	
	子ども医療費助成事業	乳幼児から高校生相当の子どもの医療費のうち保険診療個人負担分を全額公費負担する。	
	放課後児童健全育成事業	就労等により放課後児童の保育ができない保護者に代わり、放課後児童クラブで児童を保育する。	
	延長保育事業	勤務形態の多様化に伴い、午後7時まで保育時間を延長して保育を行う。 (全ての市立保育所において実施)	
	一時保育事業	保護者の疾病・事故または育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消を図るため、緊急・一時的に保育が必要となる幼児の保育を行う。 (2か所の市立保育所において実施)	
	預かり保育事業	幼稚園の教育時間以外の時間帯に家庭での保育が困難な園児について保育を行う。 (全ての市立幼稚園において実施)	
	妊産婦健康管理事業	妊婦健康診査費用を全額公費負担する。	
	地域子育て支援拠点事業	ひろば型	乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集える場として「つどいの広場」を開設する。
		センター型	地域の子育て世帯が集う拠点機能を五百川幼保総合施設に整備し子育てのさまざまな活動を支援する。
	家庭児童相談員設置運営事業	家庭における適正な児童養育、その他児童の福祉向上を図るための相談、指導及び援助を行うため、家庭児童相談員を配置する。	
スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校、いじめなどを含め児童生徒等の背景にある様々な環境への働きかけや関係機関との調整を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する。		

分野	実施内容	
	事業名等	事業の説明
教育・子育て支援	放課後子ども教室推進事業	子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして、市内7小学校区に放課後子ども教室（遊友クラブ）を開設する。
	ファミリー・サポート・センター支援事業	地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児などについて助け合う会員組織（ファミリーサポートセンター）の活動を支援する。
高齢者・障害者福祉	高齢者住宅改修支援事業	65歳以上の高齢者のいる世帯（介護保険認定者を除く）に対し、介護予防のための工事を行う場合、改修費用を助成する。（平成24年度より実施）
	ふれあいプラザ等入浴料の軽減	入浴料を60歳以上100円、小学生以下を無料とする。
	重度障がい者等タクシー料金助成事業	重度心身障がい者等が通院や外出する際のタクシー料金の一部を助成する。
	重度心身障がい児通学支援事業	特別支援学校に通学する重度の障がい児の通学を支援する。
健康増進	生徒・児童・園児等の健康づくり推進事業	学校等で実施する、生徒・児童・園児等の健康づくりの取組みを支援する。
	一般健康診査等の個人負担の軽減	生活習慣病の予防のため、受診率向上対策として、特定の年代等の個人負担を軽減する。
	後期高齢者健康診査の公費負担	生活習慣病予防対策として、基本健康診査を公費負担で実施する。
	任意予防接種費助成事業	罹患率の高い疾病の発症及び重症化を予防するワクチン接種を促進するため、接種費用を助成する。（おたふくかぜワクチン、水痘ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン、ロタウィルスワクチンなど）
公共交通	地域公共交通運行支援事業	市民の日常生活に必要な交通手段として、市街地巡回バスの運行、デマンドタクシーの運行、乗合バスの運行を支援する。
環境保全	太陽光発電システム設置支援事業	住宅への太陽光発電システム設置者へ支援を行う。
産業振興	特産作物振興対策事業	地域特性を生かした農業振興を目的に土地利用型作物を導入するため、園芸生産拡大・水田農業改革に資する取組みを支援する。
	農産物等販路拡大事業	農産物等を主体とした市の特産物の販路を首都圏中心に拡大し、農業等の活性化を図る。
	商工業振興団体支援事業	商工業の振興及び地域商店街等の活性化を図るため、商工会等の事業を支援する。
	観光関係団体運営支援事業	観光振興のため本宮市観光物産協会等の支援を行う。

(2) 借入金の適正額までの早期低減

本市の借入金は、平成25年度末で約283億円となる見込みですが、計画的な償還を図るとともに、新たな起債は必要最小限に抑えることにより、平成32年度までには、約228億円の低減することとします。

《地方債※1・債務負担行為※2残高の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計	普通会計	15,358	14,719	14,110	13,874	14,129	14,043	14,871
	地方債現在高	13,677	13,360	13,020	13,031	13,508	13,591	14,581
	債務負担行為額	1,681	1,359	1,089	843	621	452	289
特別会計	特別会計	19,975	18,939	17,835	16,556	15,582	14,490	13,413
	地方債現在高	10,629	10,213	9,730	9,372	9,141	8,792	8,459
	債務負担行為額	9,346	8,726	8,106	7,183	6,440	5,698	4,954
合計	合計	35,333	33,657	31,945	30,429	29,711	28,533	28,284
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計	普通会計	15,296	15,850	16,068	16,505	16,774	16,441	16,088
	地方債現在高	15,079	15,687	15,943	16,414	16,714	16,404	16,063
	債務負担行為額	217	164	125	91	60	37	25
特別会計	特別会計	12,375	11,662	10,727	9,796	8,788	7,775	6,753
	地方債現在高	8,164	8,045	7,703	7,365	6,950	6,531	6,102
	債務負担行為額	4,210	3,617	3,024	2,431	1,838	1,244	651
合計	合計	27,671	27,512	26,796	26,301	25,562	24,216	22,840

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。
- ・ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 地方債：市町村が行う長期の借入金で、政府や地方公共団体金融機構、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。また、地方債を起こすことを起債という。

※2 債務負担行為：履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。

(3) 「基本計画事業」等の計画的実施

合併協議の中で基本計画事業または構想事業に位置づけられた事業、さらには新規の普通建設事業等については、事業費の適正化・平準化の観点から検討を加え、計画的に実施します。

計画期間中において、事業が実施された、または、実施中及び実施が予定されている主な事業は、次のとおりです。

《主な事業と内容》

[単位：百万円]

分野	事務事業		実施期間 (計画期間) 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版
	事業名	事業内容		
道路・橋梁、河川等関係				
	堀切・赤坂線整備事業	名郷橋架け替え L=498m C=5.5(9.25)m	(H17~24)	(960)
			H17~26	1,152
	大山・松沢線整備事業(安達太良ドリームライン) [和田工区、根岸・馬場工区]	幹線道路の整備 L=780m W=6(10)m 改良舗装工事・橋梁整備1箇所	(H16~28)	(644)
			H16~25	596
	【新規】 大山・松沢線整備事業(安達太良ドリームライン) [長屋平・高槻工区]	幹線道路の整備 L=1,480m W=6(10.0)m 改良舗装工事	—	—
			H25~30	332
	菅田橋整備事業 (二本松市との共同事業)	菅田橋整備 除石・江口線 L=150m W=6(10)m 下部工(橋台2基 橋脚2基) 上部工(一式) 取付道路 L=460m	(H14~24)	(838)
			H14~25	751
	生活道路整備事業	一般市道の整備 白沢地区 37路線 L=12,515m 本宮地区 70路線 L=13,320m	(H19~32)	(740)
			H19~32	679
	道路台帳統合事業	路線の見直し、道路台帳図面統合 本宮地区農道の市道認定整備、調書統合、道路網検索システム設定、道路管理システム費	(H21~22)	(20)
			H21~23 (事業完了)	20
	沢目・愛宕線整備事業	幹線道路の整備 L=683.5m W=6m	(H21~24)	(131)
			H21~25	123

分野	事務事業		実施期間 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版
	事業名	事業内容		
	【新規】 橋りょう維持事業	老朽化した橋りょうの修繕 5橋	— H25~32	— 211
	【新規】 甲斐2号線整備事業	本宮第二中学校グラウンド整備に伴う 甲斐2号線の整備 L=185m W=5.5m	— H26~28	— 58
	社会資本整備総合交付金事業 (旧 まちづくり交付金事業)	道路整備・地域生活基盤施設・高次都市 施設整備事業	(H19~23) H19~24	(1,063) 999
	阿武隈川本築堤関連 社会資本整備総合交付金事業 (旧 まちづくり交付金事業)	道路改良事業 街路灯・ベンチ整備事業 公園・ポケットパーク整備事業	(H25~29) H27~32	(192) 174
	【新規】 本宮停車場・中條線 整備事業	県が実施する街路事業(本宮停車場・ 中條線)の一部負担	— H25~31	— 50
	【新規】 駅周辺等整備事業	○本宮駅周辺東西アクセス整備事業 本宮駅東西自由通路整備・ 西口交通広場整備 本宮駅舎改築 等 ○五百川駅前広場整備事業 五百川駅前広場整備	— H25~31	— 2,026
	【新規】 まちづくり道路整備 事業	○下町・小幡線改良事業 用地補償・改良工事 L=111m W=8.5m ○市道万世・中條線改良事業 用地補償・改良工事 L=85m W=8.5m	— H25~28	— 186
	【新規】 上ノ橋先線道路整備 事業	上の橋架け替えに合わせた先線(赤木 地内~(主)本宮・三春線)の整備 L=700m	— H26~29	— 554

分野	事務事業		実施期間 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版
	事業名	事業内容		
農業関係				
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	花実の里「福舞里」プラン実現のため農業振興及び地域の活性化を目指す事業 畑地3団地、基盤整備事業	(H18~25)	(95)
			H18~25	108
	経営体育成基盤整備事業	長屋地区区画整理、用排水路・暗渠工換地	(H16~21)	(24)
			(事業完了)	—
	老朽ため池整備事業 (岩根大池)	H20：県単調査設計事業 H22：事業採択申請 H23~27：堤体改修工事	(H20~27)	(56)
			H20~27	54
	【新規】 (県営)ため池整備事業(長屋滝池)	H25：県単調査設計事業 H26：事業採択申請 H27~29：堤体改修工事	—	—
			H25~29	27
	【新規】 林道整備事業(林道高松線舗装整備事業)	林道高松線舗装整備 L=1,823.9m W=4m	—	—
			H26~28	56
商工観光関係				
	【新規】 本宮市工業等団地企業立地事業	○本宮市工業等団地第6工区 雨水幹線等整備工事 新介・恵向線道路工事 等 ○新規工業団地 測量設計	—	—
			H23~H26	322

分野	事務事業		実施期間 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版	総事業費 (予定額) 上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版
	事業名	事業内容		
教育施設関係				
	本宮小学校改築・大規模改造事業	H19：第2校舎耐震補強大規模改造工事 H20：第1校舎解体、新校舎建設 H21：新校舎建設、第3校舎解体、外構工事 H22：低学年用グラウンド整備、外構工事	(H18~22) H18~22 (事業完了)	(1,210) 1,209
	岩根小学校整備事業	岩根小学校の児童数急増に対応するための校舎増築工事及び耐震補強工事、体育館改築工事 H19~21：校舎増築工事及び耐震補強工事 H22~26：校舎増築工事(第2期)体育館改築工事	(H19~24) H19~26	(960) 1,328
	【一部新規】 公立学校等施設修繕及び整備事業	市内の公立学校等施設うち、老朽化が目立つ施設について、安全性を重視しながら計画的に施設の修繕を図るとともに、必要な施設整備を行う。 H24~25：本宮一中体育館連絡通路整備 H25~28：本宮二中グラウンド拡張 H25~26：小中学校空調設備整備	(H21~31) H21~29	(144) 1,217
	公立学校等施設耐震化事業	市内の公立学校等施設について耐震診断の結果に基づく耐震化を図る。	(H20~32) H20~31	(1,864) 2,894
その他公共施設関係				
	複合施設整備事業 (本宮市民元いきいき応援プラザ【えぽか】)	県立本宮診療所廃止に伴う代替施設(複合施設)の建設 【機能構成】健康増進・高齢者多世帯交流・子育て支援	(H19~21) (事業完了) —	(801) —
	白沢総合支所建設事業	産業センター跡地を利用した支所建設	(H19~23) H19~23 (事業完了)	(297) 279
	老人憩の家建設事業	老人憩の家老朽化に伴い改築する。	(H27~28) H27~28	(69) 69

分野	事務事業		実施期間	総事業費 (予定額)
	事業名	事業内容	上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版	上段：第2次改訂版 下段：第3次改訂版
	白沢総合支所周辺環境整備事業	白沢総合支所移転に伴い、白沢総合支所・白沢公民館周辺の施設・環境・道路を整備する。	(H23~25)	(80)
			H23~27	233
消防施設事業				
	防災行政無線のデジタル化事業	電波法の改正に伴い、現在使用している行政無線がアナログからデジタル化されるための基地局、固定局並びに移動局の更新と現行の2波から1波へ統合する。	(H22~32)	(132)
			H22~32	32
	消防ポンプ車整備事業	消防ポンプ自動車並びに小型ポンプ積載車について、取得後20年経過した車両を更新し有事に備える。	(H19~31)	(216)
			H19~32	269
	消防屯所建設事業	消防ポンプ自動車の更新に伴い、作業エリアの確保と車両サイズに適合した大きさの屯所に建替える。	(H23~29)	(84)
			H23~30	107
	【新規】 消防水利確保事業	消防水利が確保できない地域に、消火栓および有蓋の耐震性貯水槽を設置し、有事に備える。	—	—
			H24~32	126
計画策定事業等				
	国土利用計画策定事業	国土利用計画を策定する。	(H23~24)	(4)
			H23~25	3
	農業振興地域整備計画策定事業	農業振興地域整備計画を策定する。	(H23~25)	(10)
			H23~26	8
	都市計画マスタープラン策定事業	都市計画マスタープランを策定する。	(H23~25)	(33)
			H23~26	20

3. 財政健全化のための具体的な取り組み内容

本計画を達成するため、具体的目標を定めながら様々な歳入増及び歳出削減対策に取り組めますが、以下の項目については特に重点的に取り組めます。

(1) 歳入の部

① 税収の確保

市税は、市の収入の柱となるものですが、収納率は低下の傾向にあり、自主財源確保の観点からも収納率の向上が必要となっています。そのため、市では市税等滞納整理対策推進本部を設置しており、コンビニ収納制度などを導入するなど市税等の収納率の向上や滞納の解消に一層積極的に取り組み、市税収入等の確保に努めます。

② 遊休市有財産の処分

市が所有する遊休財産（土地・建物）のうち将来の利用計画がないものについては、適正に処分を行います。

また、利用計画があるものについても、計画実施までの間、一時利用や一時貸付などの暫定的な有効活用に努めます。

③ その他の収入の確保

使用料や手数料などの受益者負担については、経費の節減に努めるとともに、行政サービスの公平性の確保の観点から、受益とコストのバランス、他自治体や民間との均衡なども考慮した適正化を図る必要があるため、今後の本市における受益者負担について、そのあり方を示すとともに、使用料や手数料などの見直しを進めます。

また、市税の収納率向上と並行し、公平・公正の原則に照らし、収入増を図ります。

(2) 歳出の部

① 人件費の適正な管理

職員の給料や各種手当である人件費については、職員数に大きく影響されます。

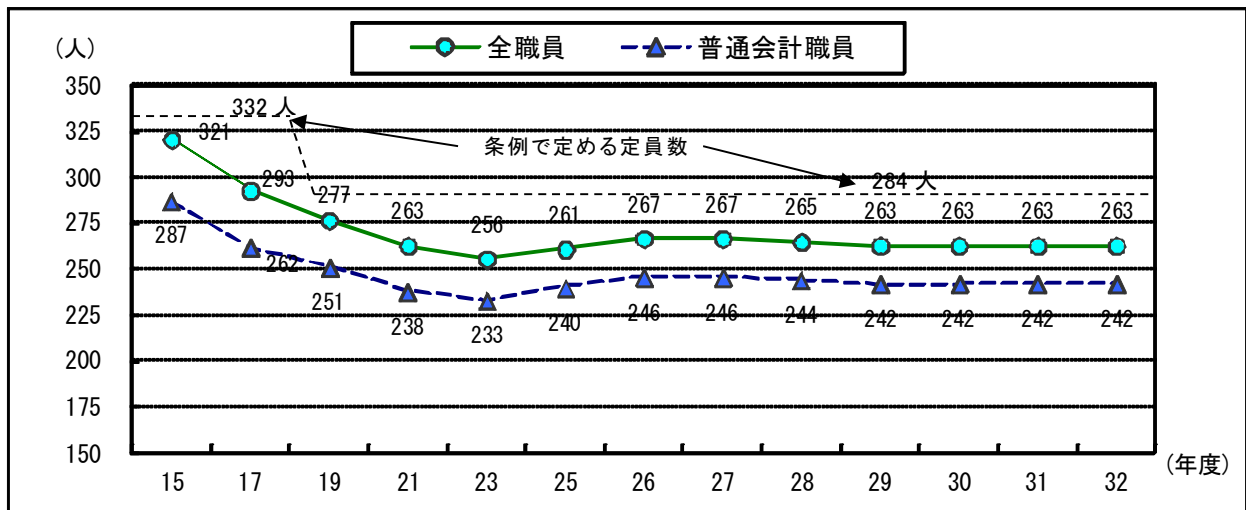
平成25年4月1日現在の本宮市の普通会計の職員数は240人ですが、類似団体※1の職員数254人（平成25年4月1日現在）と比較すると14人の減員となっています。

本市では、平成25年度に本宮市定員適正化計画を定め、効率的な行政システムを確立し、事務・事業の整理合理化、人材育成、業務内容・業務量に応じた職員の適正配置を進めるとともに、市民、各種団体及び法人との連携、協働の取り組みを図り職員数の抑制に努めています。

また、給与については、特別職給料及び議員報酬の減額、管理職給料及び手当の減額を実施し、削減を図ってきました。

今後、放射能対策に係る職員数を増員するなど業務量に応じた柔軟な職員体制へ配慮しながら、人件費の適正な管理を行います。

《職員数の推移》



[単位: 人]

区分	年度	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
全職員数		321	293	277	263	256	261	267	267	265	263	263	263	263
普通会計職員数		287	262	251	238	233	240	246	246	244	242	242	242	242

※1 類似団体：人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。

② 物件費の削減

施設の維持管理に伴う諸経費や、消耗品費、委託料、備品購入費といった経常的な物件費については、行政サービス水準を維持しながらも、長期継続契約を導入するなどさらなる効率化を図るとともに、事務の進め方についても職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費削減に努めます。

③ 事業の見直し

合併協議において基本計画事業または構想事業に位置づけされた事業、さらには新規の普通建設事業等については、市民サービスの低下につながらないよう配慮し行政改革を進めながら、事業実施の時期や事業内容の見直しを行います。

④ 適正な契約事務の推進

入札の公平性、透明性、競争性及び公正性を確保し、適正価格での公共調達を行います。

(3) 特別会計※1の財政健全化

料金収入などの事業収入により事業を運営するという独立採算の原則に基づき、市民サービスの維持・向上に留意しながら、経営上の課題を明確にするとともに、各事業についての経営健全化を図り、自立した経営の確立に努めます。

また、独立採算の原則に立ち返り、事業全般の見直しや受益者負担の適正化に取り組み、基準外繰出金※2の削減を図ります。

※1 特別会計：一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。

※2 基準外繰出金：地方公営事業等に対する繰出金のうち、例えば、公共下水道事業の雨水処理に係る経費などその会計の収入をもって充てることが適当でない経費について、一般会計で負担するものを基準内繰出金といい、それ以外の繰出金が基準外繰出金で、いわゆる赤字補てん的な繰出金。

4. 改訂後計画実施による財政の推移

本市では、平成20年3月に、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定し、その後の財政状況の変化等により、平成20年12月（第1次改定版策定）、平成22年12月（第2次改定版策定）と2度の改定を行いながら、計画に基づいた財政運営を行ってきました。

第2次改定版の策定から3年が経過する中で、東日本大震災及び原子力発電所事故、集中豪雨による災害により、財政を取り巻く状況が大きく変化しています。中でも、除染などの放射能対策に係る経費が増大しており、歳入歳出の総額を極端に引き上げています。

本市の現状と第2次改訂版とを比較すると、歳入面においては震災・放射能対策や災害復旧事業等の財源としての特別交付税、震災特別交付税などの地方交付税※1、国県支出金が増額となっています。ただし普通交付税については、今後、合併による特例算定が段階的に終了するため減額が見込まれます。一方、市の財源の根幹となる市税においては、市民税が計画よりもやや増額になっているものの、特に東日本大震災以降減額補正により固定資産税が大きく落ち込んでいる状況にあり、市税全体では、平成24年度の決算額が計画よりも約1億円、平成25年度の決算見込み額が計画よりも約1億5,000万円の減額となっています。

歳出面では、震災・放射能対策や災害復旧に関する経費が増大しており、平成24年度の歳出決算の総額は計画よりも約44億円増額しました。

平成24年度決算における歳入と歳出の差額は、約15億円の黒字となり、財政調整基金※2への編入も可能となりました。

本改訂版では、平成22年度以降の事業の実績、駅周辺整備事業などの新たな財政需要とその財源を見込み、さらに、人口推計などを考慮した上で収支を推計しました。

また、本市の財政指数は、借入金の計画的な償還と、新たな起債の抑制などにより徐々に改善されてきました。特に、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する、「財政健全化団体」及び「財政再生団体」を判断する指標の一つでもある「実質公債費比率※3」は、ピーク時には21.7%でしたが、平成23年度決算において16.1%、平成24年度決算で14.8%となり、起債許可団体ライン（18%）を下回りました。今後も、適正な値を維持できる見込みです。

※1 地方交付税：地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常的な自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。

※2 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。

※3 実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）

(1) 歳入の推移

歳入の中で市税については年々減額している中、東日本大震災以降、固定資産税の減額補正などによりさらに減額が進んでいます。今後減額補正の回復と経済成長を見込んでいます。地方交付税については、東日本大震災以降一時的に増額となっておりますが、平成28年度から合併による特例算定が段階的に終了するため減額に向かいます。また、計画的に事業を実施するとともに新たな借入を必要最小限とすることにより、地方債の減額と平準化を図ります。

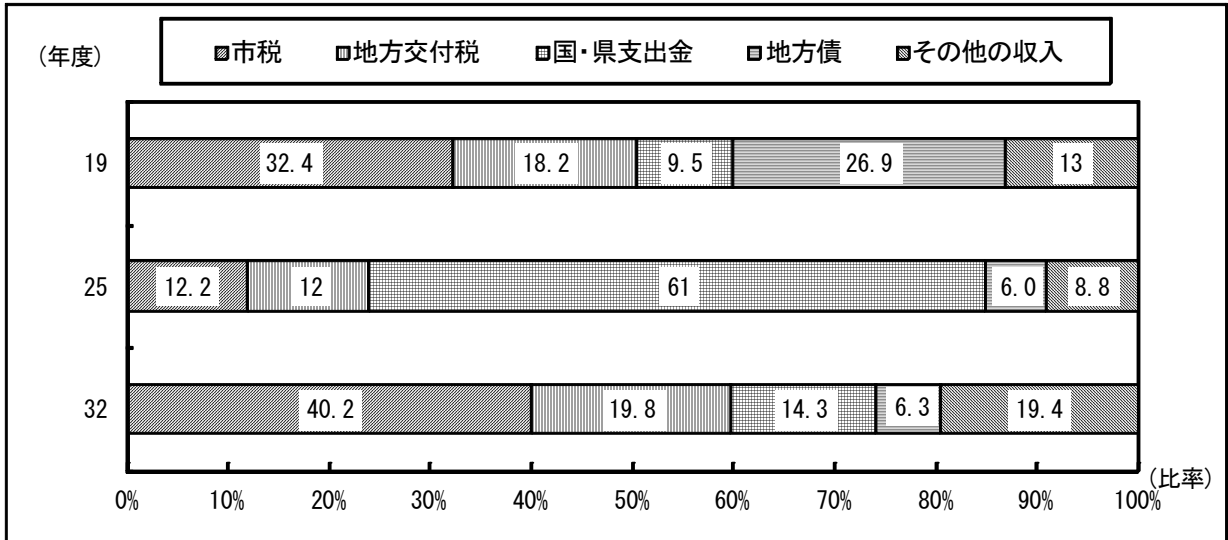
《歳入》

[単位：百万円]

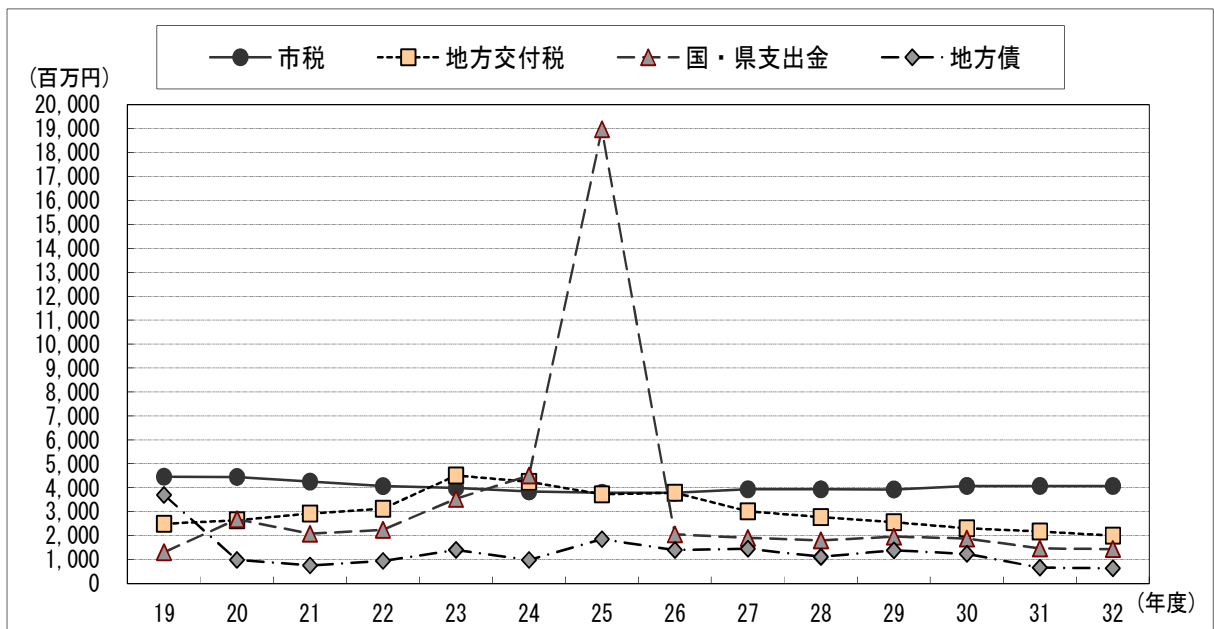
項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市 税	4,459	4,451	4,255	4,066	3,985	3,845	3,789
地方譲与税	242	233	218	211	206	192	182
各種交付金	456	445	419	407	402	400	393
地方交付税	2,498	2,644	2,927	3,125	4,516	4,242	3,720
分担金及び負担金	171	196	203	158	156	143	151
使用料及び手数料	144	152	163	152	138	145	148
国・県支出金	1,308	2,687	2,077	2,246	3,534	4,508	18,966
財産・寄付金・諸収入	221	277	217	422	427	361	218
繰入金	362	923	2,041	1,063	1,763	1,421	736
繰越金	193	199	714	293	426	659	917
地方債	3,694	986	759	946	1,404	984	1,852
合 計	13,747	13,192	13,992	13,089	16,955	16,899	31,072
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市 税	3,790	3,935	3,932	3,928	4,075	4,074	4,073
地方譲与税	182	182	182	182	182	182	182
各種交付金	568	611	767	767	767	767	767
地方交付税	3,784	3,018	2,769	2,565	2,305	2,167	2,001
分担金及び負担金	114	114	114	114	114	150	150
使用料及び手数料	143	143	143	143	143	148	148
国・県支出金	2,053	1,904	1,803	1,959	1,874	1,463	1,443
財産・寄付金・諸収入	187	187	187	187	187	187	187
繰入金	532	497	228	481	459	454	540
繰越金	0	0	0	24	0	0	0
地方債	1,403	1,449	1,112	1,390	1,242	663	633
合 計	12,756	12,041	11,236	11,739	11,348	10,254	10,123

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

《歳入の構成比の推移》



《主な歳入の推移》



(2) 歳出の推移

歳出の中で人件費については、定員適正化計画に基づき、放射能対策に係る職員増員により一時的に増額となりますが、その後、年齢層別職員構成の偏在性から、減額傾向で推移します。また、投資的経費※1については、計画的に事業を実施することで平成26年度以降は減額傾向となる見込みです。公債費※2については、建設事業等に伴う新たな借入を抑制することで大きな変動はなく推移します。

《歳出》

[単位：百万円]

項目 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	2,308	2,224	2,166	2,123	2,194	2,190	2,247
物件費	1,181	1,137	1,426	1,393	1,835	3,091	15,846
維持補修費	42	76	85	164	54	108	281
扶助費※3	812	763	906	1,263	1,350	1,200	1,278
補助費等	1,708	1,996	2,204	1,825	2,061	1,992	2,389
公債費	1,618	1,528	1,302	1,117	1,098	1,063	1,010
積立金※4	208	693	927	979	1,624	940	339
投資及び出資金・貸付金	3,262	89	86	83	102	98	97
繰出金	1,118	1,771	2,054	1,907	1,805	1,869	2,060
投資的経費	1,071	1,852	2,191	1,458	3,824	2,831	5,526
合計	13,328	12,128	13,349	12,314	15,946	15,383	31,072
項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	2,292	2,287	2,223	2,181	2,162	2,127	2,144
物件費	1,644	1,677	1,652	1,650	1,652	1,625	1,627
維持補修費	72	73	73	85	73	73	73
扶助費※3	1,244	1,233	1,223	1,212	1,201	1,188	1,175
補助費等	2,084	2,106	2,019	1,971	1,926	1,951	1,875
公債費	1,060	1,008	1,033	1,103	1,136	1,173	1,174
積立金※4	125	125	25	25	25	25	25
投資及び出資金・貸付金	81	81	81	81	81	81	81
繰出金	1,764	1,794	1,761	1,761	1,774	1,790	1,795
投資的経費	2,391	1,657	1,098	1,671	1,317	221	154
合計	12,756	12,041	11,188	11,739	11,348	10,254	10,123

- ・平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。
- ・表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

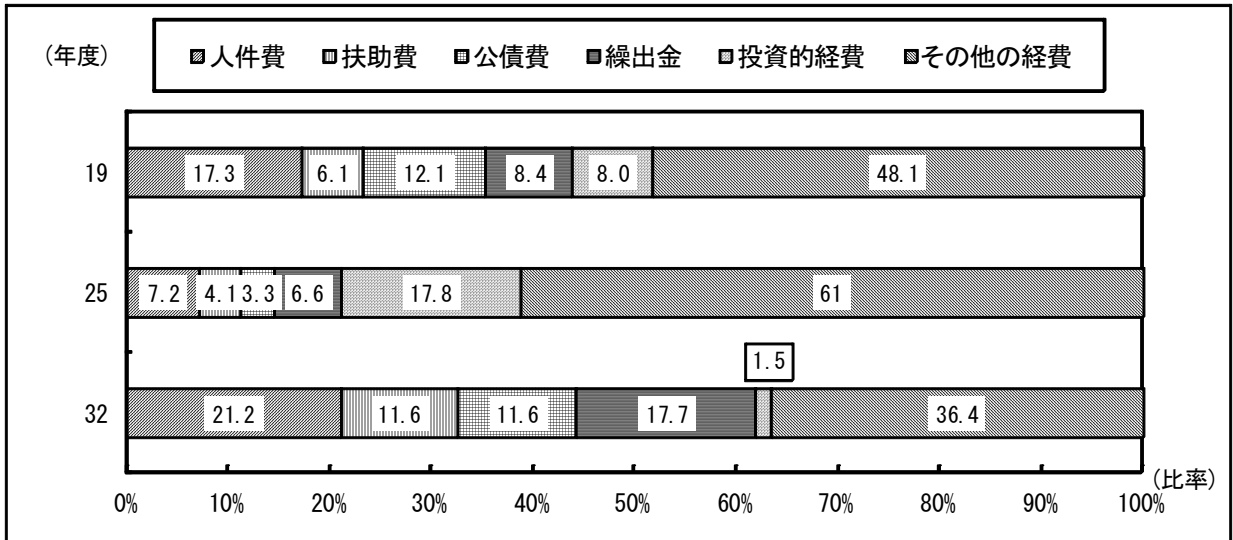
※1 投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。

※2 公債費：市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。

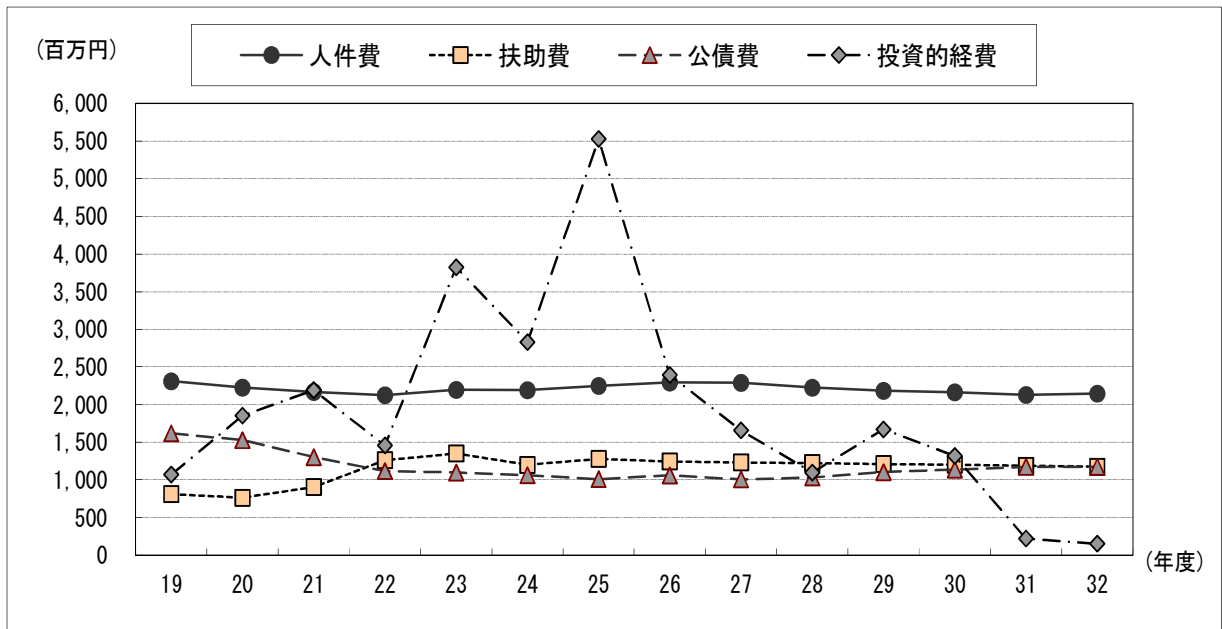
※3 扶助費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金など。

※4 積立金：計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。

《歳出の構成比の推移》



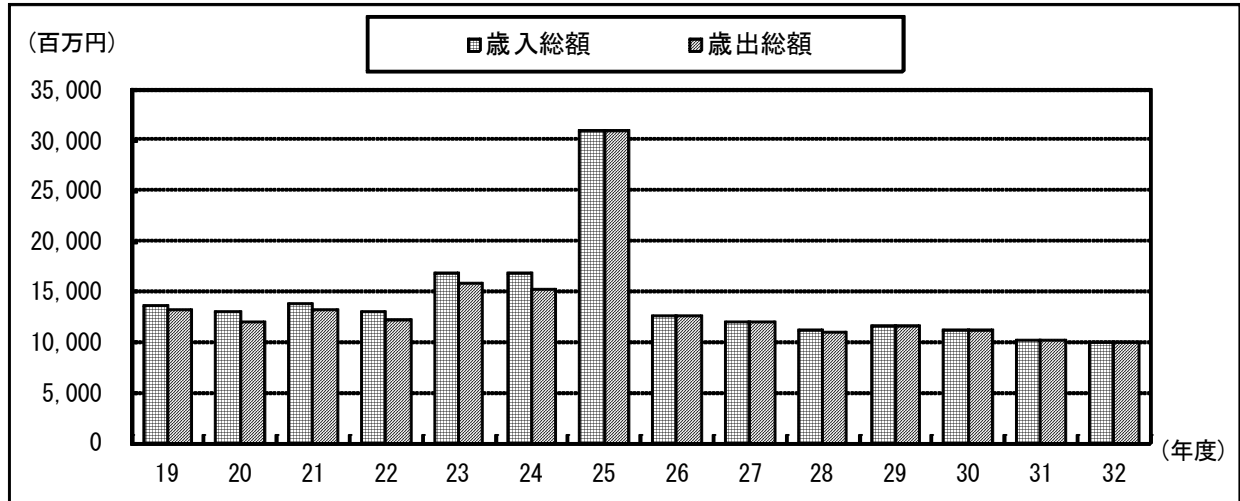
《主な歳出の推移》



(3) 形式収支※1の推移

税金や地方交付税の減に加え、大型建設事業の実施や各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成25年度以降、財政調整基金を取り崩しての財政運営となることが見込まれ、形式収支は概ね0で推移します。

《歳入・歳出の推移》



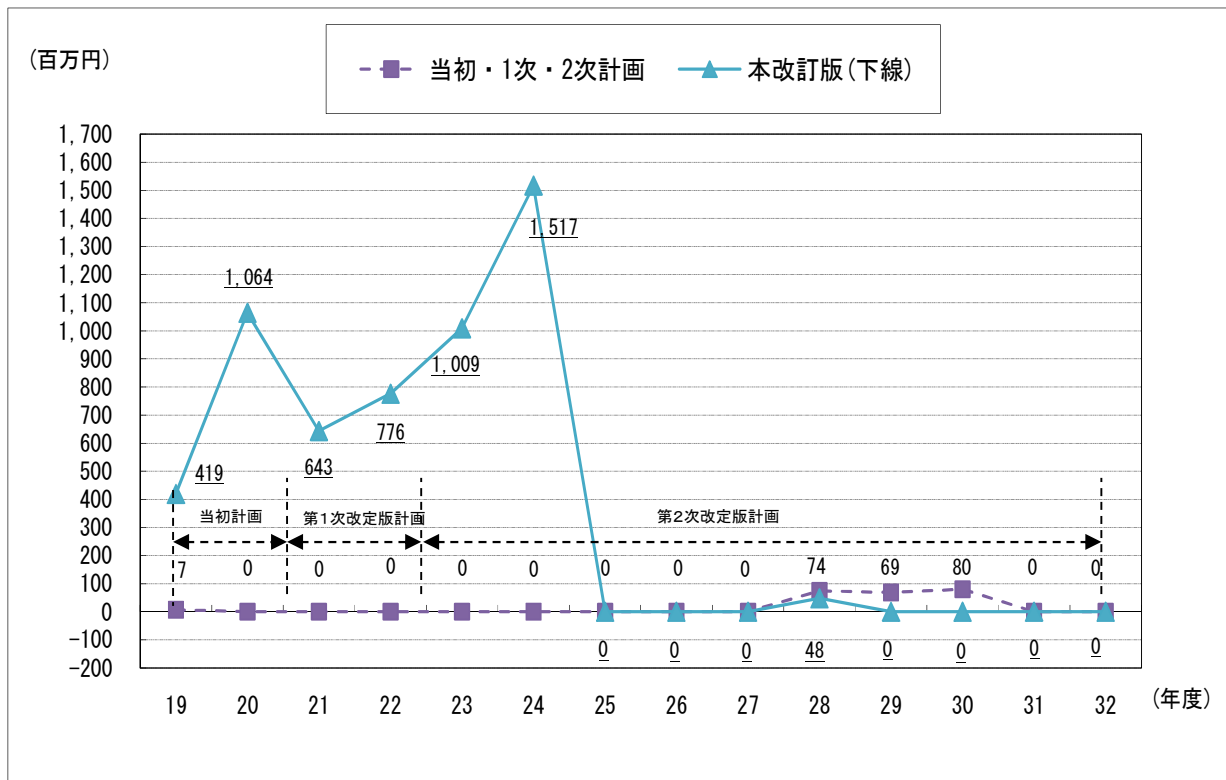
[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入		13,747	13,192	13,992	13,089	16,955	16,899	31,072
歳出		13,328	12,128	13,349	12,314	15,946	15,383	31,072
形式収支		419	1,064	643	776	1,009	1,517	0
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入		12,756	12,041	11,236	11,739	11,348	10,254	10,123
歳出		12,756	12,041	11,188	11,739	11,348	10,254	10,123
形式収支		0	0	48	0	0	0	0

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

※1 形式収支：決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。

《形式収支の推移》

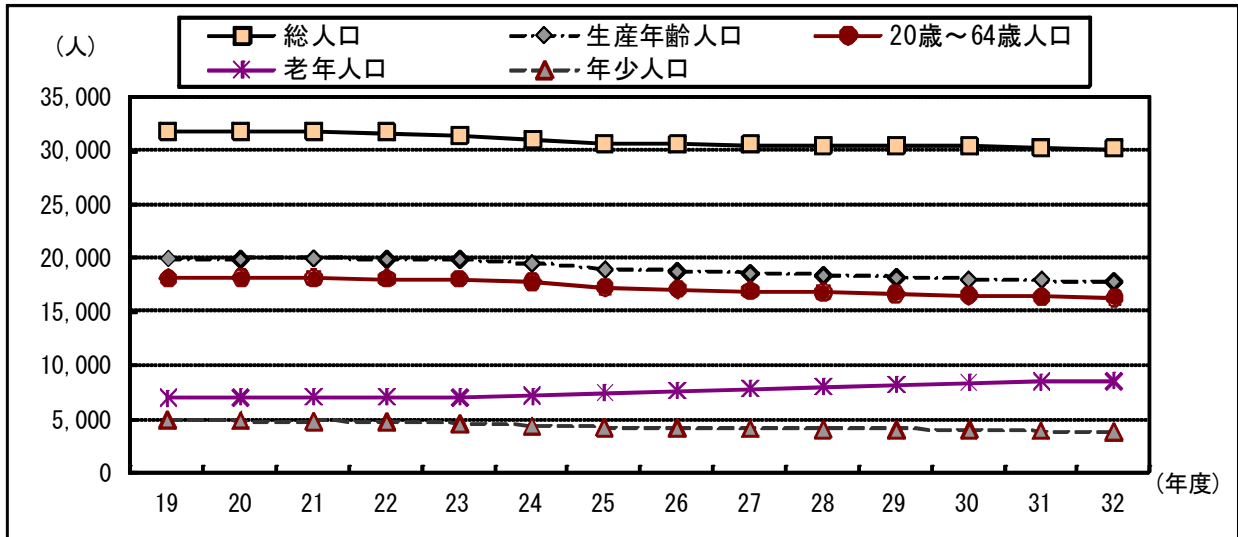


(4) 推計の試算条件

本計画においては、詳細な計画額を組み入れる際に、その項目によっては推計によらなければ算出できないものもあることから、次頁の歳入歳出の項目については、その推計の試算条件を設定して推計しています。

平成19年度から24年度は決算額とし、平成25年度は決算見込み額を基準としています。また、その際に用いた人口の推計は次のとおりです。

《人口の推計》



[単位：人]

区分	年度	H19(実績)	H20(実績)	H21(実績)	H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)
総人口		31,833	31,804	31,856	31,686	31,437	31,062	30,688
年少人口		4,891	4,837	4,796	4,714	4,565	4,388	4,229
生産年齢人口		19,979	19,928	19,947	19,879	19,842	19,486	18,952
老年人口		6,963	7,039	7,113	7,093	7,030	7,188	7,507
20~64歳人口		18,120	18,156	18,141	18,101	18,075	17,782	17,254
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口		30,630	30,572	30,514	30,456	30,406	30,303	30,200
年少人口		4,175	4,123	4,071	4,019	3,967	3,903	3,841
生産年齢人口		18,769	18,583	18,397	18,211	18,037	17,909	17,779
老年人口		7,686	7,866	8,046	8,226	8,403	8,491	8,580
20~64歳人口		17,110	16,964	16,818	16,672	16,535	16,420	16,302

- ・ 人口推計は、平成25年10月1日の住基人口を基準にコーホート変化率法を用い過去の人口変動から推計しました。
- ・ 年少人口：0~14歳の年少人口、生産年齢人口：15~64歳、老年人口：65歳以上
- ・ 予測結果については、端数処理のため合計が合わない場合があります。

・歳入推計の試算条件

項 目		内 容
市税	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。 ・個人市民税には、人口推計による生産年齢人口の推移を反映させて推計しています。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地分は、平成25年度決算見込額を基準としています。 ・家屋および償却資産分は、過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度決算見込額を基準としています。
地方交付税	普通交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の合併算定替えによる算出額を基準に、ルール算定が可能な部分はルール算定とし、それ以外の部分は、毎年対前年1%の減額を見込んでいます。
	特別交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度決算見込額を基準とし、法令による段階的な減額を見込んでいます。
地方譲与税 各種交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 その他の歳入		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度決算見込額を基準としています。 ・地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率改定の影響を見込んでいます。
国・県支出金		<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉費負担金は、人口推計による年少人口の推移を反映させて見込んでいます。 ・普通建設事業の計画事業分は、その予定額を見込んでいます。 ・上記以外のものは、平成25年度決算見込額を基準としています。
繰入金		<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的基金の繰入金は、これを財源とする事業の実施年度に繰入金として見込んでいます。 ・歳入歳出の収支推計において財源不足となった場合には、財政調整基金の繰入を見込んでいます。
繰越金		<ul style="list-style-type: none"> ・各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっており、その残額を翌年度へ繰越します。
地方債		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の地方債は、各年度においての計画事業の起債予定額を見込んでいます。

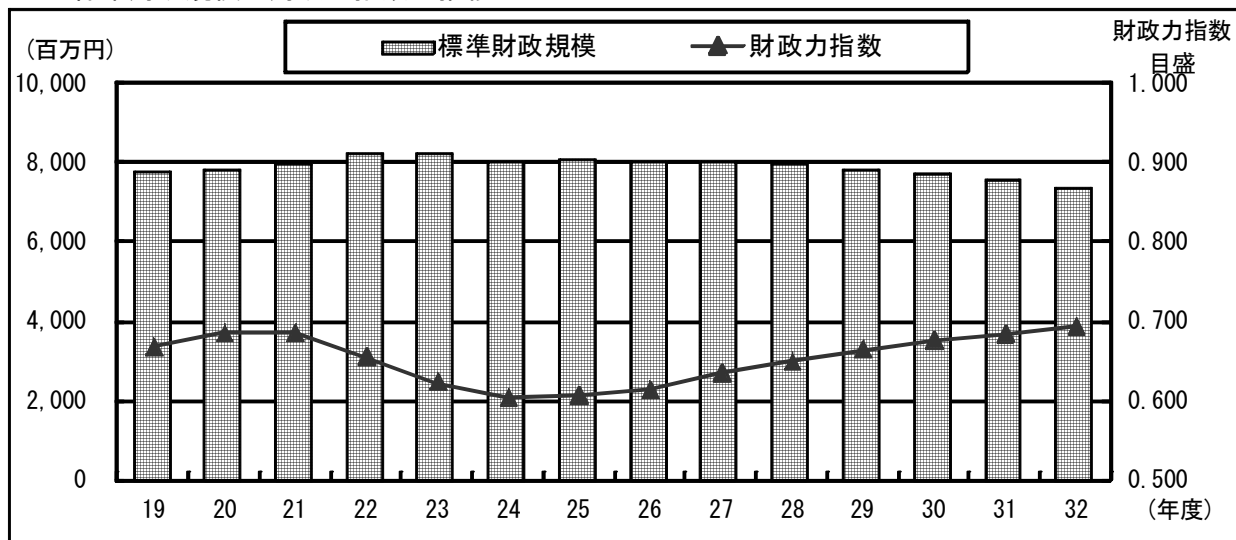
・歳出推計の試算条件

項 目	内 容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にかかる分は、定員適正化計画により推計しています。 ・その他の委員分は、平成 25 年度決算見込額を基準としています。
物件費 維持補修費 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度決算見込額を基準とし、平成 26 年度以降に予定される増減額について見込んでいます。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計による年齢 3 区分（年少 0～14 歳、生産 15～64 歳、老年 65 歳以上）別人口の推移を反映し見込んでいます。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既発行分は、各年度の償還予定額を見込んでいます。 ・平成 25 年度以降は、各年度の計画事業の起債分の償還予定額を推計し見込んでいます。
積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業に関する積立金は、その予定額を見込んでいます。 ・財政調整基金は、地方財政法に基づく歳計上剰余金の編入の方法によることとし、歳出の積立金としては見込まないものとします。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計への繰出金は、それぞれの収支計画により推計した額を見込んでいます。
普通建設事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での計画事業の予定額を見込んでいます。
その他の歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度決算見込額を基準としています。

(5) 標準財政規模と財政力指数の推移

地方交付税の減額に伴い標準財政規模※1も減少が見込まれます。一方、財政力指数※2については、一定の水準を維持することが見込まれます。

《標準財政規模と財政力指数の推移》



[標準財政規模単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
標準財政規模	7,760	7,829	7,981	8,229	8,209	8,016	8,055	8,017	8,017	7,972
財政力指数	0.667	0.685	0.685	0.655	0.623	0.604	0.606	0.613	0.634	0.649
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
標準財政規模	7,826	7,704	7,557	7,381						
財政力指数	0.664	0.676	0.684	0.694						

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

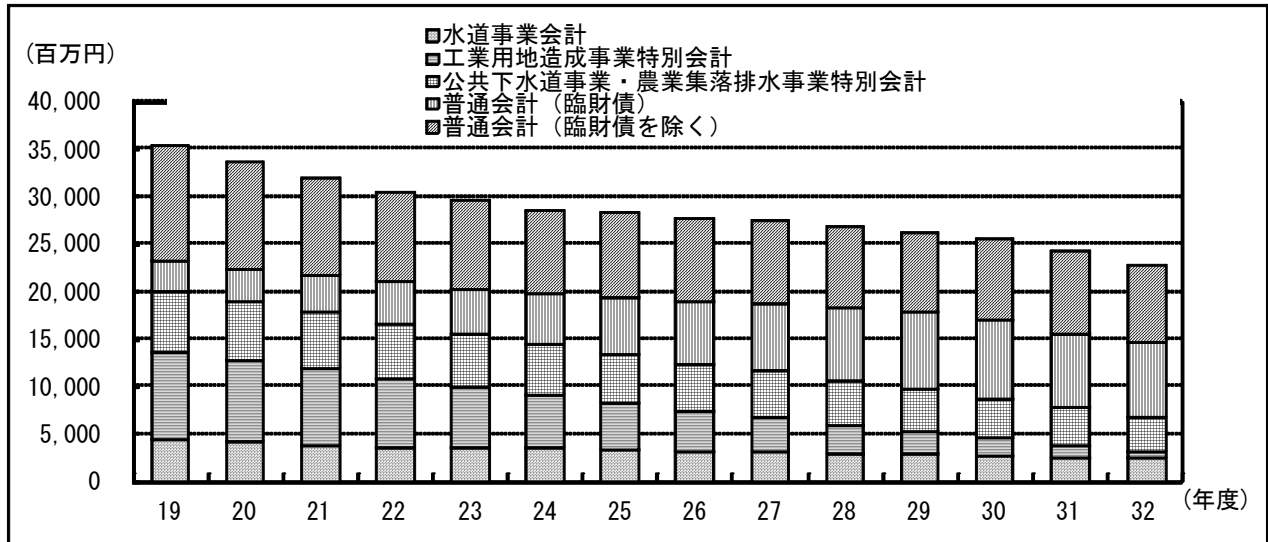
※1 標準財政規模：地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。

※2 財政力指数：普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

(6) 地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移

本市の借入金については、新規の借入を抑制し、計画的な償還を行っていくことで徐々に減少します。

《地方債・債務負担行為残高の推移（会計別）》



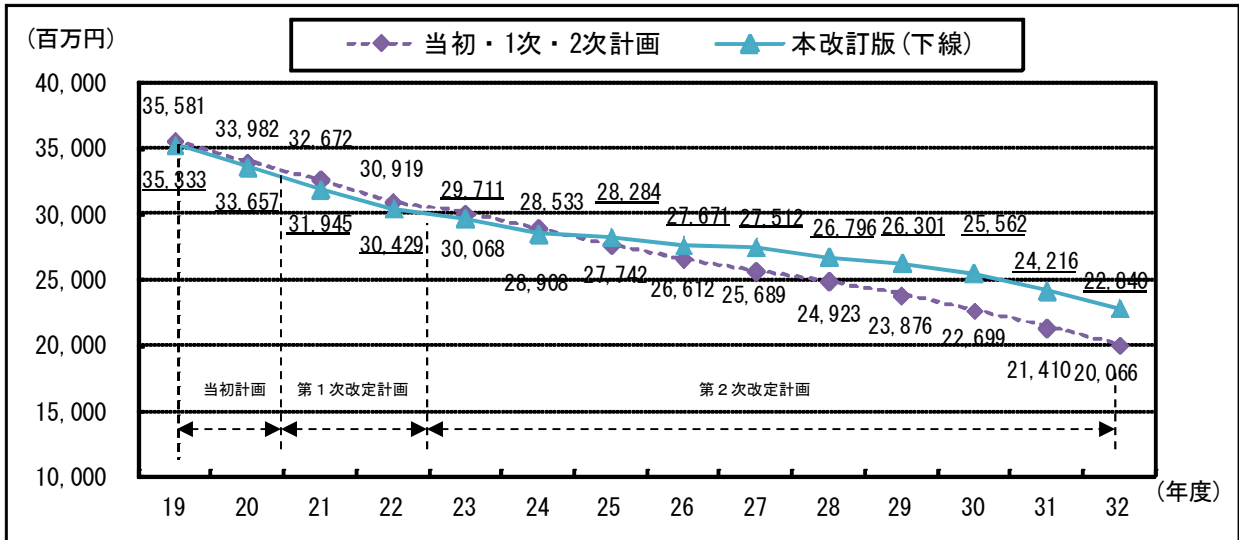
[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計		15,358	14,719	14,110	13,874	14,129	14,043	14,871
	(うち臨時財政対策債※1)	(3,169)	(3,408)	(3,823)	(4,563)	(4,727)	(5,407)	(6,046)
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		6,307	6,082	5,881	5,705	5,519	5,295	5,089
工業用地造成事業特別会計		9,346	8,726	8,106	7,183	6,440	5,698	4,954
水道事業会計		4,323	4,131	3,849	3,667	3,623	3,397	3,370
合計		35,333	33,657	31,945	30,429	29,711	28,533	28,284
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計		15,296	15,850	16,068	16,505	16,774	16,441	16,088
	(うち臨時財政対策債)	(6,610)	(7,163)	(7,639)	(8,022)	(8,311)	(7,807)	(7,911)
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		4,925	4,926	4,709	4,507	4,241	3,965	3,690
工業用地造成事業特別会計		4,210	3,617	3,024	2,431	1,838	1,244	651
水道事業会計		3,239	3,118	2,994	2,859	2,709	2,566	2,412
合計		27,671	27,512	26,796	26,301	25,562	24,216	22,840

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。
- ・ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。
- ・ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

※1 臨時財政対策債：国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。

《地方債・債務負担行為残高の推移（全会計合計）》

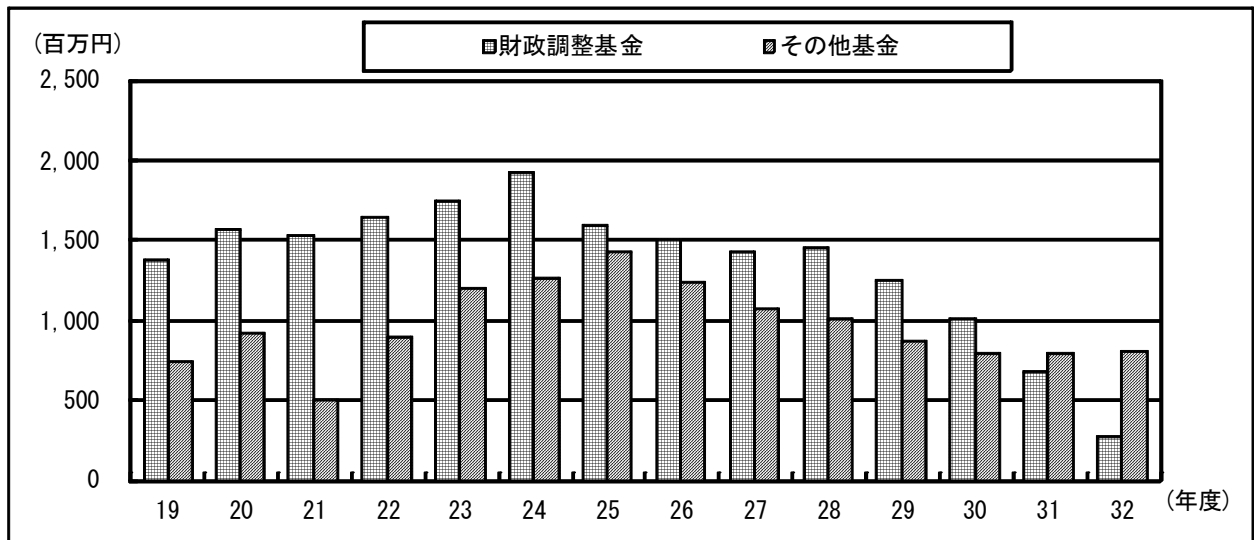


(7) 積立金（基金）残高の推移

税収や地方交付税の減に加え、大型建設事業実施や各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成25年度以降財政調整基金を取り崩しての財政運営となることが見込まれます。その結果、財政調整基金の残高は減額していきませんが、平成32年度末の時点で約2億8千万円の残高が見込まれます。

また、その他の基金については、事業実施のために取り崩して繰入する基金もありますが、借入金の繰上償還財源とするため一時的に繰替運用※1していましたが地域福祉基金、ふるさと水と土保全基金への戻し入れを行うことや、後年度の支出に備えた減債基金※2等への積立を行うことにより、平成32年度末の時点で約8億円の残高となる見込みです。

《積立金残高の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金	1,377	1,573	1,530	1,640	1,751	1,926	1,590	1,509	1,426	1,450
その他基金	746	915	503	900	1,195	1,264	1,427	1,234	1,077	1,008
合計	2,123	2,488	2,033	2,540	2,946	3,190	3,017	2,743	2,503	2,458
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
財政調整基金	1,247	1,006	683	278						
その他基金	869	790	799	804						
合計	2,116	1,796	1,482	1,082						

・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

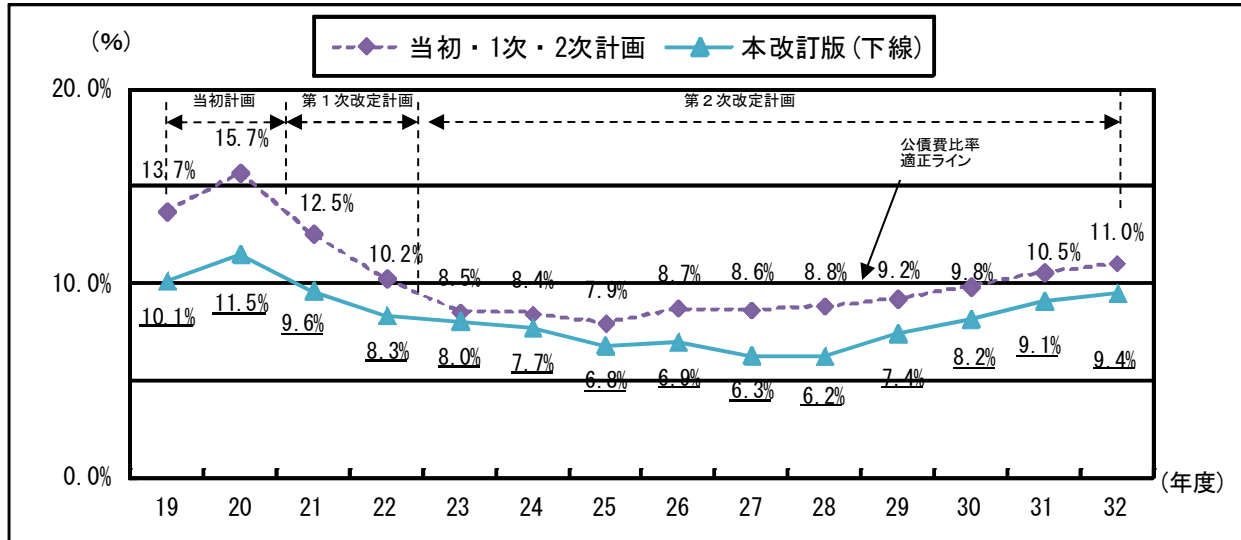
※1 繰替運用：一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。

※2 減債基金：債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。

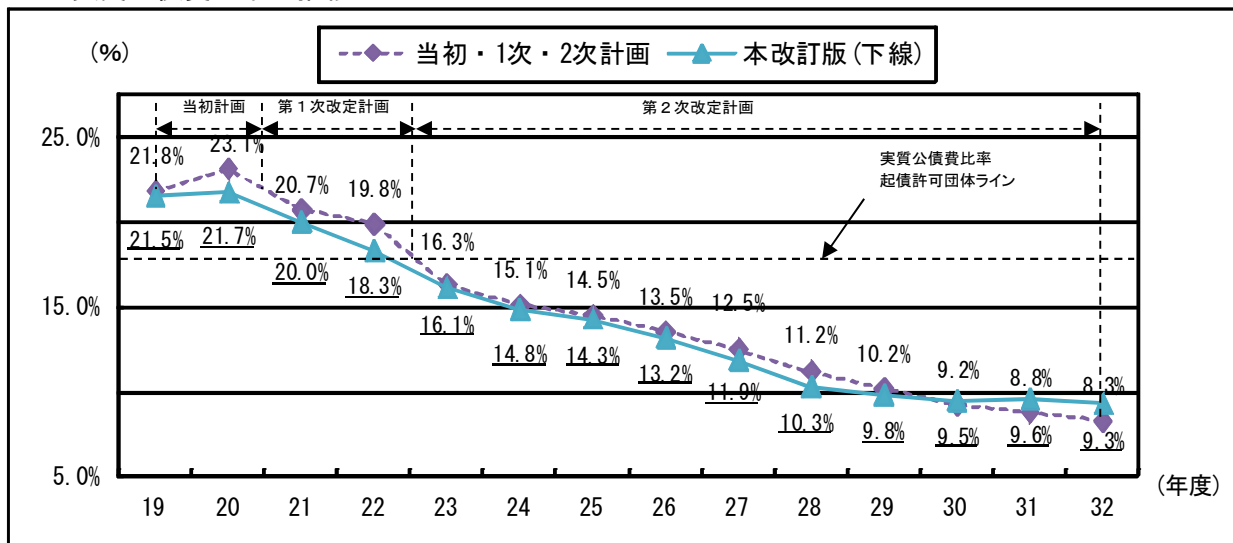
(8) 公債費比率※1、実質公債費比率※2の推移

新たな起債を最小限に留め、借入金の計画的な償還を行っていくことで各指標の比率が下がり、財政の健全化に向かいます。

《公債費比率の推移》



《実質公債費比率の推移》



・第2次改訂版からは決算年次の実質公債費比率を表示することとしたが、当初計画及び第1次改訂版では、適用年次の比率を用いていたため、当初計画・第1次改訂版の平成32年度比率は算出していません。

※1 公債費比率：市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。

※2 実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）

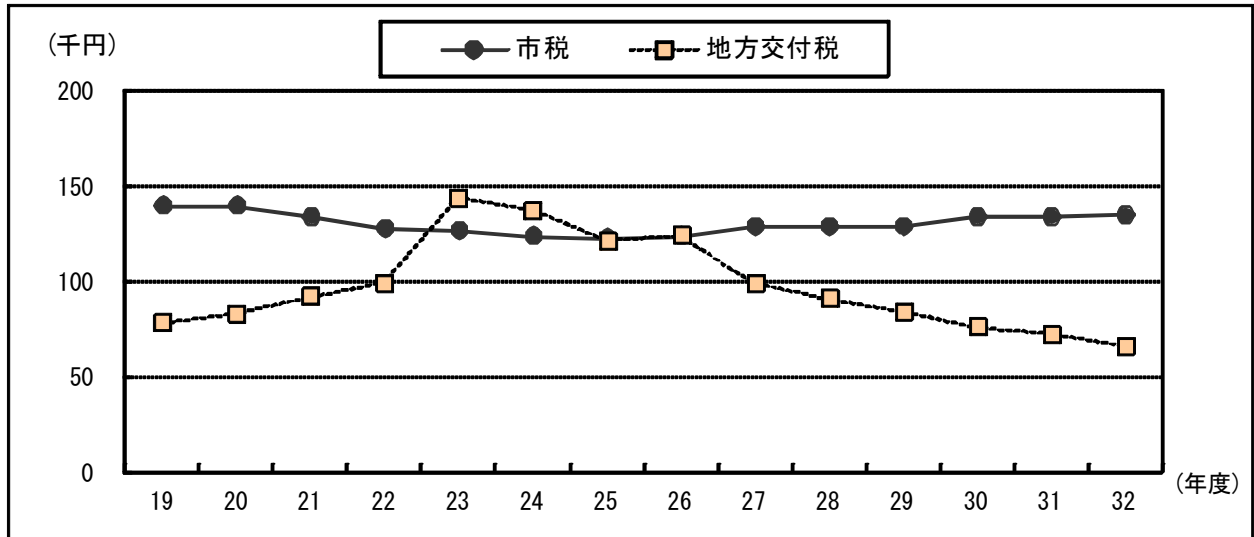
区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公債費比率	10.1%	11.5%	9.6%	8.3%	8.0%	7.7%	6.8%	6.9%	6.3%	6.2%
実質公債費比率	21.5%	21.7%	20.0%	18.3%	16.1%	14.8%	14.3%	13.2%	11.9%	10.3%
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
公債費比率	7.4%	8.2%	9.1%	9.4%						
実質公債費比率	9.8%	9.5%	9.6%	9.3%						

- ・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

(9) 市民一人あたりの換算額の推移

健全化計画による推計値と今回実施した人口推計による総人口を用いて、市民一人あたりの換算額の推移を下記のとおり試算しました。

《市民一人あたりの主な歳入の推移》

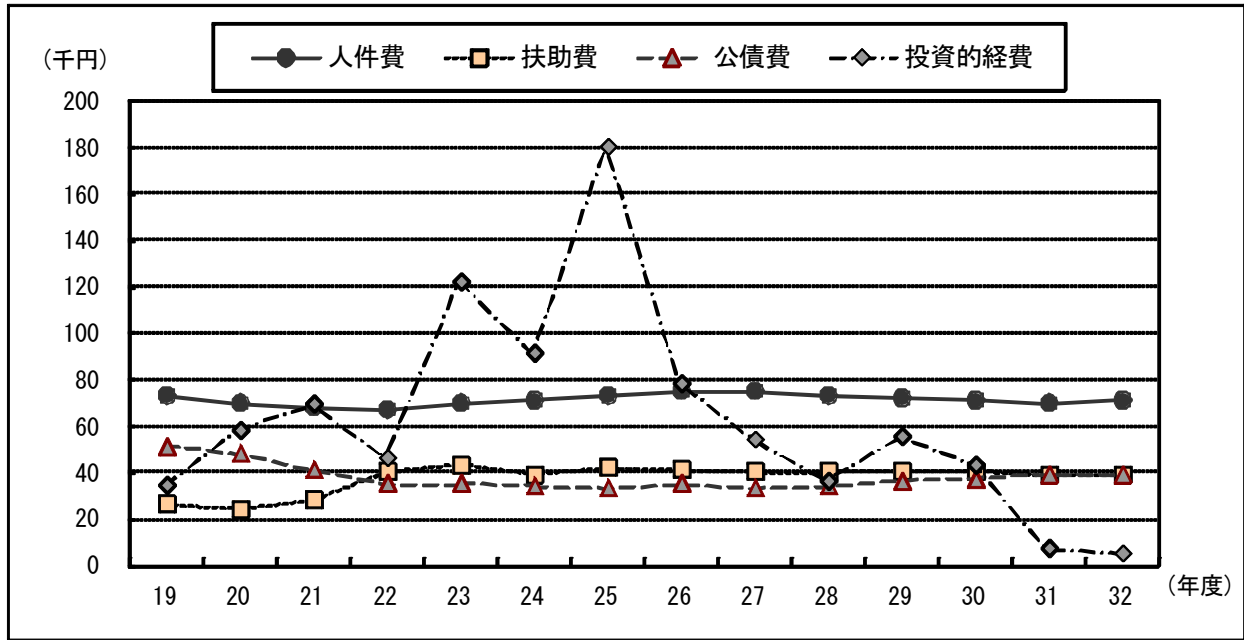


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市 税	140	140	134	128	127	124	123
地方交付税	78	83	92	99	144	137	121
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市 税	124	129	129	129	134	134	135
地方交付税	124	99	91	84	76	72	66

・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの主な歳出の推移》

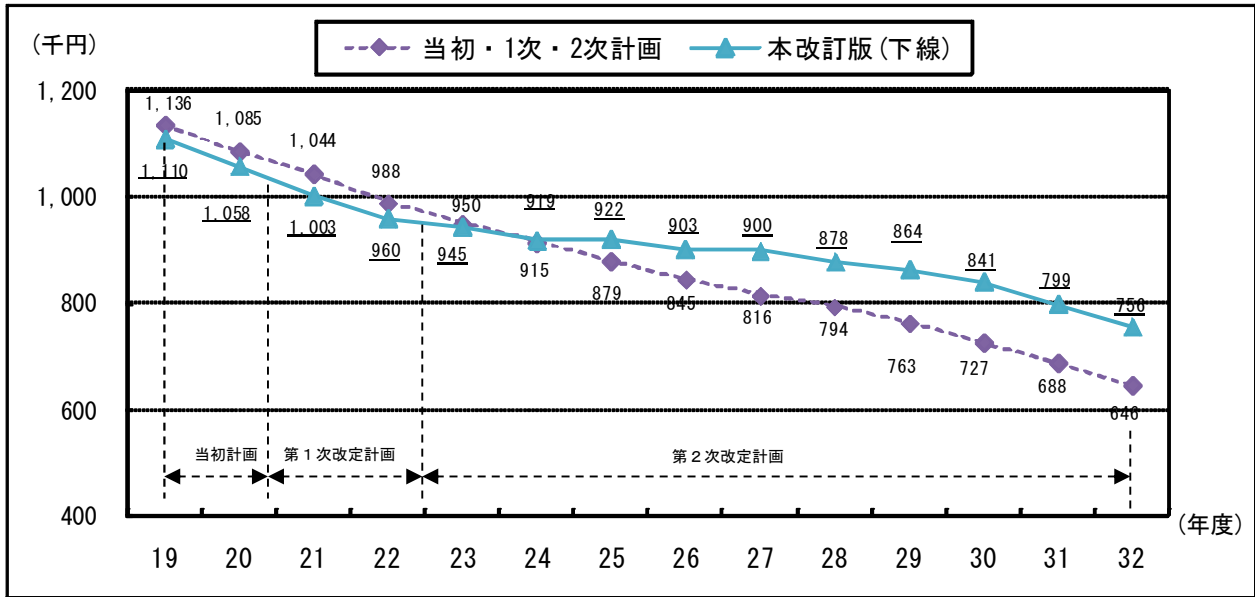


[単位：千円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	73	70	68	67	70	71	73
扶助費	26	24	28	40	43	39	42
公債費	51	48	41	35	35	34	33
投資的経費	34	58	69	46	122	91	180
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	75	75	73	72	71	70	71
扶助費	41	40	40	40	40	39	39
公債費	35	33	34	36	37	39	39
投資的経費	78	54	36	55	43	7	5

- 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの借入金残高の推移》

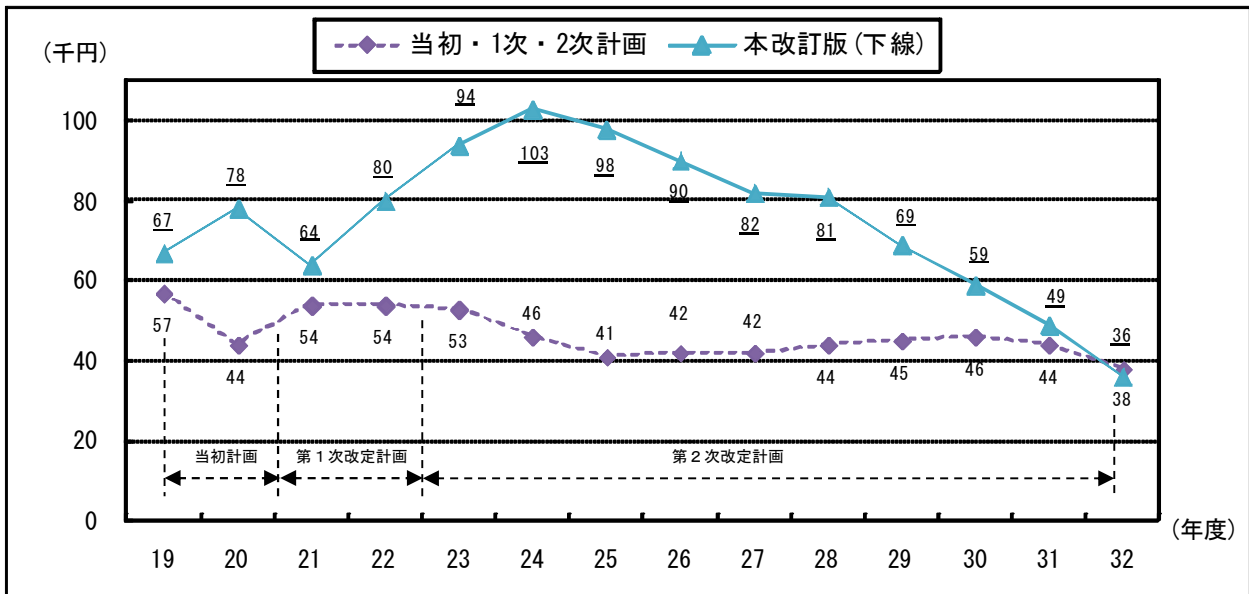


[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
借入金残高		1,110	1,058	1,003	960	945	919	922
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
借入金残高		903	900	878	864	841	799	756

・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

《市民一人あたりの積立金（基金）残高の推移》



[単位：千円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
積立金（基金）残高		67	78	64	80	94	103	98
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
積立金（基金）残高		90	82	81	69	59	49	36

・ 平成19年度から24年度は決算額、平成25年度以降は計画額としています。

(10) 財政健全化法における4指標の見通し

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、「財政健全化団体」及び「財政再生団体」を判断する4つの指標が示され、本宮市では平成19年度から平成24年度の各年度の決算において、いずれの指標も基準を下回りました。

本計画を着実に実行することにより、今後も基準を超えないものと推定されます。

実質赤字比率（要健全化団体基準値：11.25～15%以上）

毎年度の収入に占める普通会計赤字の割合を示す指標で、毎年度の決算に基づき比率が算出され、基準値についても財政規模に応じ毎年度算出されます。本宮市においては平成19年度から平成24年度の各年度の決算において該当しませんでした。平成25年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

連結実質赤字比率（要健全化団体基準値：16.25～20%以上）

毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標で、毎年度の決算に基づき比率が算出され、基準値についても財政規模に応じ毎年度算出されます。本宮市においては平成19年度から平成24年度の各年度の決算において該当しませんでした。平成25年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

実質公債費比率（要健全化団体基準値：25%以上 適正值：18%未満）

毎年度の収入などに占める公債費の割合を示す指標で、平成24年度の決算においては14.8%であり、財政健全化計画の策定が義務付けられる財政健全化団体には該当しませんでした。この値は適正值であり、平成25年度以降も適正值を維持できる見込みです。

将来負担比率（要健全化団体基準値：350%以上）

毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標であり、平成24年度の決算においては154.2%であり、財政健全化団体には該当しておらず、将来的にも該当しない見込みです。

《財政健全化法における4指標の見通し》

区 分	年 度						H25 以降
	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	
実質赤字比率	該当なし						要健全化団体には該当しない見込み
連結実質赤字比率	該当なし						要健全化団体には該当しない見込み
実質公債費比率 (%)	21.5	21.7	20.0	18.3	16.1	14.8	適正值（18%未満）を維持できる見込み
将来負担比率 (%)	240.0	225.1	211.4	187.9	166.2	154.2	要健全化団体には該当しない見込み

【用語一覧】

【あ】	
維持補修費	道路、公共施設などを管理(維持修繕)するために必要な経費。
一般会計	市町村の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計である。本来会計は単一で経理するのが理想的だが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしている。
一般財源	市町村税や地方交付税のように、財源として使途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいう。
【か】	
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各市町村が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいう。
義務的経費	法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費。
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものである。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計へ資金を移す場合を「繰出」という。
繰替運用	一時借入金及び地方債の方法により基金を運用すること。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。 【決算収支＝歳入－歳出】
減債基金	債務の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てる目的で設置する基金のこと。
公債費	市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。
公債費比率	市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
国庫支出金・県支出金	特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のこという。
【さ】	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。
財政力指数	普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。
実質赤字比率	財政健全化法及び同法施行令に規定されている毎年度の収入に占める一般会計赤字の割合を示す指標。早期健全化基準が 11.25～15%以上（財政規模に応じて算出）、財政再生基準が 20%以上となっています。
実質収支	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す必要のある財源を控除した純剰余金。 【実質収支＝（歳入－歳出）－翌年度へ繰り越すべき財源】
実質単年度収支	単年度収支（当該年度のみの実質的な収入と支出との差額）に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）、赤字要素（財政調整基金取崩額）を加味したもの。 【実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額】
実質公債費比率	地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることになる。 また、新財政健全化法に基づく判断基準指標の一つでもあり、25%以上となると財政健全化団体、35%以上で財政再生団体と位置づけられ、それぞれ財政健全化、財政再生に向けた計画の策定が義務付けられる。
将来負担比率	毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標。市町村の場合、350%であれば早期健全化団体とされる。
人件費	市町村長や職員の給与、議員の報酬などの経費である。
【た】	
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、その団体の当該年度のみの実質的な収入と支出の差額（前年度までの収支の累積を考慮しないもの）を表すもの。 【単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支】
地方交付税	地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常の自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。
地方債	市町村が行う長期の借入金で、政府や地方公共団体金融機構、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。
地方譲与税	国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市町村に対して譲与するものである。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

地方税（市町村税）	租税のうち、市町村が課税権の主体であるもので、地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することができる。（市町村民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等）
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。
投資及び出資金・貸付金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費である。 このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当する。
投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。
特別会計	一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。
【は】	
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。 【市町村の場合：標準財政規模＝「基準財政収入額」－「譲与税等」×100/75＋「譲与税等」＋「普通交付税」】
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属する。
普通会計	一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計という。自治体によって異なるが主に一般会計が含まれる。
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独という。
物件費	市町村の経費のうち、消費的性質をもつ経費のことである。賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたる。
補助費等	市町村から民間などに対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。主なものとして、住民団体等への補助金、講師謝金等の報償費、保険料等の役務費などが該当する。
【ら】	
類似団体	人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。
臨時財政対策債	国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。
連結実質赤字比率	財政健全化法及び同法施行令に規定されている毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標。早期健全化基準が16.25～20%以上（財政規模に応じて算出）、財政再生基準が30%以上となっています。